

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階6-6, 6-7会議室

○議事日程

平成31年4月8日（月曜日）午後3時30分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18号第6項の規定による届出について

○出席委員（17名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	7番 片岡 篤夫 君
8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君	10番 杉山 徳成 君
11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君	13番 安田 孝義 君
14番 増井 賢一 君	16番 野村 茂 君	17番 日置 香 君
18番 永井 博光 君	19番 岩田 幸子 君	

○欠席委員（2名）

6番 野田 卓志 君 15番 土屋 尊史 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	長尾 成広 君	農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君
農業委員会事務局主任主査	渡辺 初美 君	農業委員会事務局係長	小森 康司 君
洞戸事務所係長	川島 友教 君	武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君
上之保事務所課長補佐	久世 隆義 君		

午後3時30分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）ただ今より農業委員会を始めさせていただきます。初めに、市民憲章のご唱和をお願いいたします。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。御着席ください。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂君）桜の花も今に満開という事で、本格的な春を迎えました。この辺の桜が満開を過ぎ1週間程しますと、寺尾の千本桜が咲き始めるんですけど、今年にはや8歩咲きで殆ど変わらない状況です。寒い時期もあったので遅れるのではと思っていたんですが、どういう状況の変化か本格的な春でございます。冒頭にお話しさせていただきますが、横山部長は、私用により総会と懇親会にご欠席という事で、申し訳ないですがよろしくという事でした。

新年度が始まり、元号が令和という発表をされました。令和については、各報道で話題となっております。平成がなくなるという事で平成の道の駅ではたいへん賑わっておるようです。そうした中、新年度のスタートですが、この市におきまして人事異動が行われ、農業委員会事務局また地域事務所の異動は、西部課長が協働推進部長に、新たに事務局長には、2年程前に事務局でお世話になりました長尾様が農林課長ということです。そして、総会の進行を務めていただきました長屋様が洞戸事務所に異動となり、その後任に、昨年10月の異動でおいでになられた小石さんが。また板取事務所で河村さんから長屋さんに、上之保事務所では福田さんから久世さんになられましたので、よろしくをお願いします。

本日の議題に対しまして審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）続きまして、事務局長の長尾がご挨拶申し上げます。

○事務局長（長尾成広君）今、会長さんのご挨拶にもありましたように、4月1日付の異動で農林課長兼農業委員会事務局長、食肉センター所長を仰せつかりました。いろいろお世話になりますがよろしくお願いいたします。2年前まで農業委員会事務局で4年間お世話になりました。ちょうど農業委員会が公募制から公選制に変わる、農地利用最適化推進委員を作るという時で、私ももう1年関わって替わるのかなと思っておりましたが、その4月に異動になりました。その後の2年は生活環境課で総合斎苑わかくさに1年、清掃事務所に1年おりました戻ってまいりました。農業行政はたいへん厳しい所でございます。農地の集約化とかいろいろ進めるようにしてまいります。皆様にはいろいろご協力してもらいますが、よろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）それでは、本日の欠席委員のご報告をさせていただきます。6番の野田委員、15番の土屋委員の2名が欠席となっております。よろしくお願いいたします。それでは議事進行につきまして会長、よろしくお願いいたします。

○事務局長（長尾成広君）異動したものの紹介を忘れておりました。

農業委員会事務局長の私、長尾です。税務課の方からは小森が農業委員会事務局へ参りました。あと、上之保事務所の担当が久世になりました。洞戸事務所が川島になりましたので合わせて共々よろしくお願いいたします。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、総会は成立しております。次に、議事録署名委員の指名を行います。8番森委員さん、9番八木委員さんのお2人をお願いします。これより議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、巾3丁目地内、巾公民センターの南西530mほどに位置する農振農用地区域外である畑2筆1,007㎡。申請の目的は、所有権移転です。

譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。譲渡人らは、農地の維持管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、東志摩地内、東志摩公民センターの南西

170mほどに位置する農振農用地区域外である畑2筆1,078㎡。登記地目宅地、現況地目畑476.69㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るといふもの。譲渡人は、申請地は自宅から離れており、利便性に欠けるため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すといふもの。

すべての案件について、3月19日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権の移転に関するもの2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第1号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

ないようですので、議案第1号について質疑のある方は挙手にて発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。議案第1号について原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございます。全員のご賛同をいただきました。議案第1号の2件を許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、2ページからになります。

1番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、倉知地内、倉知保育園の北東60mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地2筆710㎡の内165㎡。登記地目畑、現況地目宅地412㎡の内、230㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。申請者は、申請地の隣接地に住んでいるが、家族が増え手狭となったため、新たに住宅を建築したいといふもの。

3月19日に現地確認をしたところ、平成初期から住宅として利用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、下有知地内、JAめぐみのカントリーエレベーターの北650mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地243㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、米穀類販売業資材置場です。申請者は、米穀類販売業を行っているが、業務に使用するパレット等の資材の置場が不足しているため、申請地を資材置場として利用したいといふもの。

3月19日に現地確認をしたところ、平成10年頃に埋め立てし、資材置場として利用しており、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、富之保地内、武儀生涯学習センターの南600mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地58㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅、倉庫です。申請者は、申請地の隣接地が自宅があり、隣接して車庫を増築したが、倉庫が必要となったため、申請地に倉庫を建築したいといふもの。

3月20日に現地確認をしたところ、昭和51年に埋め立てし、倉庫を建築し、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、下之保地内、多良木公園の南西70mほどに位置する登記地目畑、現況地目一部宅地333㎡。登記地目田、現況地目一部雑種地204㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。申請者は、申請地の北西隣接地にある住居が老朽化したため、建て替えを計画

したが、土砂災害特別警戒区域内にあるため、申請地に一般個人住宅を建築したいというもの。

3月20日に現地確認をしたところ、5196番1の土地は、昭和59年に車庫・倉庫を建築。昭和62年に増築したことにより、一部宅地であり、5197番1の土地は、昭和30年頃に埋め立てし、道路として利用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、4件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（発言なし）

ないようですので、これより質疑を行います。議案第2号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号について、原案の通り岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第2号の4件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、4ページからになります。

1番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、東出町地内平賀公民センターの南東150mほどに位置する畑2筆909㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を行っており、申請地付近は住宅地であり、住宅地として需要の多い地域であることから、申請地を買い受けて、宅地分譲として利用したいというもの。譲渡人は、高齢により耕作が困難であるため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

3月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、鋳物師屋2丁目笠屋土地区画整理事業施行地内天神公民センターの南360mほどに位置する登記地目田、現況地目畑2筆600㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、石川県加賀市にて建設業を行っている会社で、申請地を買い受けて、分譲住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により耕作が困難であるため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

3月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、肥田瀬地内 長良川鉄道関富岡駅の南230mほどに位置する田1,009㎡の内、484㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。借受人は、現在アパートに住んでいるが、家族が増え手狭となったため、申請地を妻から使用貸借により借り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。貸付人は、農業経営が困難であるため、借受人である夫の申し出に応じ、貸し付けるというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

3月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、赤淵地内刃物会館の南340mほどに位置する田2筆1,297㎡。畑13㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を行っている会社で、申請

地は、スーパーマーケット等の店舗や教育施設が近くにある等、宅地分譲地として最適なため、申請地を買い受けて、宅地分譲したいというもの。譲渡人らは、相続により取得したが、周辺が宅地化し、農地として維持管理することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

3月20日に現地確認をしたところ、田・畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、1000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要です。

5番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、神明町1丁目地内中濃保育園の西370mほどに位置する畑218㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在マンションに住んでいるが、手狭となったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

3月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、事業計画変更の1番の案件と同時許可となります。

6番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、塔ノ洞地内東本郷公民センターの北北東580mほどに位置する登記地目田、現況地目一部雑種地2,934㎡の内、300.56㎡。農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地のため、第1種農地と判断します。転用の目的は、農産物販売施設駐車場です。借受人は、申請地の北側で農産物の販売をおこなっているが、駐車場が不足しているため、申請地を使用貸借により借り受けて、駐車場として利用したいというもの。貸付人は、自身が代表である会社へ、申請地を貸し付けるというもの。

3月20日に現地確認をしたところ、平成25年頃に一部を埋立てし、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であるが、一体利用される農産物販売施設に必要な駐車場であり、地域の農業の振興に資する施設の農畜産物販売施設になるため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。

本案件は、平成13年7月31日に農振除外の認可を得ております。

7番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、倉知地内倉知保育園の北東60mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地429㎡の内76㎡。登記地目畑、現況地目宅地412㎡の内55㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、自宅への進入路です。借受人は、現在アパートに住んでいるが、家族が増え手狭となったため、父所有の土地に住宅を建てることとなったが、進入路が必要なため、申請地を父より使用貸借により借り受けて、進入路として利用したいというもの。貸付人は、借受人である息子の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より30年間となっています。隣地農地所有者の承諾を得ています。

3月19日に現地確認をしたところ、平成初期頃から進入路として利用しており、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、倉知地内市公民センターの南西380mほどに位置する田2筆、821㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸資材置場です。譲受人は、美濃市で建設会社を営んでいるが、資材置場が不足しているため、申請地を買い受けて、資材置き場として、自身の会社に貸し付けるというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

3月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、下有知地内関警察署の北東300mほどに位置する畑237㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、申請地を買い受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。譲渡人は、高齢により耕作が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

3月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、下有知地内上切公民センターの北230mほどに位置する田167㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅（庭）です。譲受人は、申請地の東側に隣接する土地と建物を購入することとなったため、申請地を買い受けて、庭として利用したいというもの。譲渡人は耕作が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

3月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、下有知地内中濃クリーンプラザの北西300mほどに位置する登記地目畑、現況地目竹林4筆851㎡。登記地目田、現況地目竹林2筆2,521㎡。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小規模農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、植林です。譲受人は、立木の売買、山林間伐搬出及び造林事業を行っている会社で、申請地を買い受けて、植林したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

3月20日に現地確認をしたところ、平成9年6月5日に5条転用許可を受けて、植林事業に取り組んだが、立ち枯れして、山林化が出来ず放置してあった旨の理由書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

本案件は、事業計画変更の3番の案件と同時許可となります。

12番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、北福野町2丁目地内西部公民センターの北40mほどに位置する畑339㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸住宅用地です。譲受人は、長男が現在アパートに住んでいるが、家族が増え手狭になったため、申請地を買い受けて、住宅用地として、長男に貸すというもの。譲渡人らは、高齢により耕作が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

3月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

13番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、北福野町2丁目地内西部公民センターの北東140mほどに位置する登記地目雑種地、現況地目畑203㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、スポーツ用品店駐車場です。譲受人は、申請地の西側隣地でスポーツ用品店を行っているが、駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて、駐車場として利用したいというもの。譲渡人らは、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

3月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

14番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、池田町地内関警察署の西340mほどに位置する田1,240㎡の内429.77㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を行っている会社で、申請地がスーパーマーケット等の店舗に近く、宅地分譲地として最適なため、申請地を買い受けて、宅地分譲として利用したいというもの。譲渡人らは、相続により取得したが、周辺が宅地化し、農地として適切に管理することが困難になったため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

3月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

15番の案件 位置図は、21ページになります。申請地は、広見地内広見公民センターの北東340mほどに位置する田330㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在賃貸住宅に住んでいるが、手狭なため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により耕作が困難であるため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

3月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地

であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

16番の案件 位置図は、22ページになります。申請地は、富之保地内祖父川集会所の南東110mほどに位置する畑2筆1,604㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、太陽光発電設備の企画、販売、施工を行っている会社で、申請地を買い受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。譲渡人は、高齢により耕作が困難であるため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

3月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

17番の案件 位置図は、23ページになります。申請地は、中之保地内武儀事務所の南西620mほどに位置する田495㎡。農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地のため、第1種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、建築業を行っている会社で、申請地の隣地には、市営住宅や一戸建て住宅があり、申請地を買い受けて、分譲住宅として利用したいというもの。譲渡人は、会社勤務しており、他の所有農地を耕作するのに精いっぱいのため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

3月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であるが、周辺住民の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続しているため、許可基準の例外要件を満たすものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの14件、使用貸借権設定に関するもの3件、計17件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

○7番（片岡篤夫君）一つ質問していいですか。地図の17ページの植林をするというものですけど、植林をして何かいいことあるのかなと思って、どういう目的で植林をされるのか。例えば、美濃和紙を作るから楮を植林したいとかそういう事ならまだ分かるんですが。普通に杉、檜なんかは今非常に嫌われた木ですけど、建築資材として植林をされるのか、もし建築資材として植林されても最低でも杉だと40年、檜だと60年以上じゃないと建築材料にはならないですよ。ですから植林は何の目的なのかな。例えば楮ならば1年で和紙が取れますからいいんですけど。これは反対とか言うんじゃないで、全く興味本位に伺いたいなと思って。

○事務局課長補佐（小石隆之君）今度継承される業者は、美濃加茂市にある佐合木材さんが、今が名古屋鉄道が持ってみえて、植林をやられたんですが失敗をしてとん挫しまして、美濃加茂の木材会社さんが、ここはバイオマスの事業とかやってみえてその会社がここを買い受けして、そういったものを進めていきたいという事で譲り受けたいという事ですね。

○7番（片岡篤夫君）最終的にはチップの処理をするということね。バイオマス。

○事務局課長補佐（小石隆之君）バイオマス事業を結構やってみえて、大きな面積が必要だということですね。

○7番（片岡篤夫君）ただですね、バイオマスの場合ですとタンニンという毒性の樹液が出ましてそれによって河川の魚が全部死んでしまうという恐れがあるので、ただあそこの会社が何をやっているのか大体分かっているのですね。はい分かりました。

○事務局課長補佐（小石隆之君）理由書にはそういった旨が書いてありますので。

○18番（永井博光君）6番ですけど、片岡委員は関係者ですのでこれの審議は関係者みえてもいいの。

○議長（野村茂君）質疑に入って、採決に入りましたら退席をしていただきまして採決しますので。

○7番（片岡篤夫君）僕もびっくりしました。おってもいいのかなと。

○18番（永井博光君）冒頭に説明がなかったもので、いいのかなと思って。

○議長（野村茂君）他に補足説明のある委員さんはございませんか。

（意見なし）

ないようですので、質疑を行います。議案第3号について質疑のある委員さんは、挙手にて発言をお願いします。

○1番（安田美雄君）6番についてですが、農業委員さんですが事務的な取扱いをお聞きしたいと思っております。農業委員がご本人の場合の申請は確認がなくていいという事でしょうか。それともう一点。農振地域の例外を適用するという事ですが、農振地域の委員さんの意見を聞かれたということなんですね。

○事務局課長補佐（小石隆之君）まず農業委員さんにつきましては、ご担当地区ですので当然本人さんが印鑑を押すというのはありませんで、隣の地域の農業委員さんに現場を確認していただきまして書類に印鑑を頂いております。

農振の方につきましては、既に同じ目的で除外がされておまして、用途が変わっている訳でもないで、それが今回の転用の所に出てきたという事なので。

○7番（片岡篤夫君）本人から補足させて頂きますと、実は不審火で倉庫が全焼したことがあるんですね。その時に、農業をやるかやらないかという事で、立て直しを図ろうと直売所で現金収入を得てそれを返済に充てようという考えが20年くらい前にありました。それで申請をして通ったんですが、じゃあ建てようかとなったらお金がなかったので、ずうっと今日まで来てしまったという事です。

○議長（野村茂君）他に質疑はありませんか。

（質疑なし）

他に質疑もないようですので、これより採決いたします。

初めに、5条6番の案件から採決します。当案件は、片岡委員が申請者本人に当たりますので、片岡委員は採決に参加できませんので、採決の間、一時ご退席をお願いします。

（片岡委員退席）

5条6番の案件につきまして、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、5条6番の案件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

（片岡委員入室）

議案第3号について、5条6番以外の案件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第3号の17件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、11ページになります。

1番の案件 位置図は、24ページになります。申請地は、神明町1丁目地内中濃保育園の西370mほどに位置する畑218㎡。変更内容は、事業計画者の変更です。当初事業計画者は、昭和47年5月26日に、5条許可を受けて、一般個人住宅を建築する計画で、当該土地を埋め立てる準備をしていたが、計画が頓挫し、現在に至っているとのこと。変更後の事業計画者は、現在マンションに住んでいるが、手狭となったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建設したいというもの。

3月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

本案件は、5条5番の案件と同時許可となります。

2番の案件 位置図は、25ページになります。申請地は、明生町3丁目地内桜ヶ丘小学校の北130mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地182㎡。変更内容は、事業計画者及び事業目的の変更です。当初事業計画者は、平成26年3月28日に、5条許可を受けて、太陽光発電施設を設置する計画であったが、売電価格等の情勢の変化により事業実施に至らなかったとのこと。

変更後の事業計画者は、現在借家住まいで、住宅建築の目途がついたため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建設したいというもの。

3月20日に現地確認をしたところ、雑種地であることを確認しています。申請地は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、26ページになります。申請地は、下有知地内中濃クリーンプラザの北西300mほどに位置する登記地目畑、現況地目原野4筆851㎡。登記地目田、現況地目原野2筆2,521㎡。変更内容は、事業計画者の変更です。当初事業計画者は、平成9年6月5日に、5条許可を受けて、植林する計画であったが、土壌等の問題により立ち枯れし、山林化できず、放置してあったというもの。変更後の事業計画者は、立木の売買、山林干ばつ搬出及び造林事業を行っている会社で、木質バイオマス事業も確立し、今後もこの事業を安定して継続させるためにも、大規模な山林の確保が必要なため、申請地を買い受けて、植林したいというもの。

3月19日に現地確認をしたところ、竹林であると確認しています。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小規模農地のため、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

本案件は、5条11番の案件と同時許可となります。

4番の案件 位置図は、27ページになります。申請地は、小瀬地内 赤土坂公民センターの北東450mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地804㎡。変更内容は、事業計画者及び事業目的の変更です。当初事業計画者は、平成30年5月31日に、5条許可を受けて、太陽光発電施設を設置する計画であったが、その後本申請地よりも太陽光発電施設として利便性の高い土地を見つけたため、転用する必要がなくなったというもの。変更後の事業計画者は、現在住んでいる賃貸住宅が手狭になったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建設したいというもの。

3月19日に現地確認をしたところ、雑種地であることを確認しています。申請地は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、28ページになります。申請地は、小瀬地内東海北陸自動車道関SAの北東70mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地420㎡。変更内容は、事業計画者の変更です。当初事業計画者は、平成28年3月28日に、5条許可を受けて、娘用住宅を建築する計画であったが、経済的理由により計画が頓挫し、現在に至っているとのこと。変更後の事業計画者は、現在郡上市に住んでいるが、関市への通勤が不便なため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建設したいというもの。

3月19日に現地確認をしたところ、宅地であると確認しています。申請地は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、5件のご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号について補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いいたします。

○5番（遠藤昭治君）ちょっと聞きたいのですが、1番と2番を担当したんですが1番はいいんですけど、2番は太陽光にするという事で利用者が買ってそのまま何年もほかっておくというのは、おかしいんじゃないかと思うんです。これ不動産会社に見えるんですが、その人が買ってそのまま田の税金で、田を埋め立てて地目変更してあれば問題ないと思うんですが、こういうやり方はどうなのかなと。こういうのに対して、なんか見てかないとまずいんじゃないですか。

○事務局長（長尾成広君）特に農転は無いんです。ただ農転されて損な所は、税金が宅地並み課税になってしまいますので、その分高い税金を払い続けられると。

○5番（遠藤昭治君）普通の人はずいぶんですけど、これは業者ですね。不動産業者が田んぼを持っているという事になりますよね。

○事務局長（長尾成広君）農転の許可を取られているので、期限をいついつまでにやれというのは農地転用には無いんですよ。それがありますので、例えば30年前に農転をとられたやつで農地のままで高い税金を30年間払われて、事変とかね。そういうのもたまに出てくるんですけど、そこは本当は期限が区切つてあるといいのかなと思います。

○5番（遠藤昭治君）何か見てチェックをしないと、税金は安いでしょ。

○事務局長（長尾成広君）宅地並み課税ですよ。

○5番（遠藤昭治君）本当。宅地ならいいけど。

○事務局長（長尾成広君）宅地並み課税で、本当なら1000円くらいとか安い税金が1万くらいという高い評価になってその分。

○5番（遠藤昭治君）かかっているならいいけど、なんか畑みたいな感じがしたけど。

○事務局長（長尾成広君）畑は畑なんでしょうけど、税金は宅地並み課税です。

○7番（片岡篤夫君）だから市制は潤うからいいんですよ、みんなやってもらえば。

○事務局長（長尾成広君）そこら辺はありますけど、期限はございませんので。

○5番（遠藤昭治君）3年になったら元に戻るっていうのはないんですか。

○事務局長（長尾成広君）自分も農転に関わって期限があればと思いましたが、実際に法律にはないです。

○議長（野村茂君）私も農業委員になった時に、思いました。昭和何年というのが出てきて、どうなんだと聞きましたら、課長さんが今言われた通りでしたので。よろしくをお願いします。

他に補足説明のある委員さんはございませんか。

（意見なし）

ないようですので、これより質疑を行います。議案第4号について質疑のある方は挙手にて発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

質疑もようですのでこれより採決します。議案第4号について原案の通り岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第4号の5件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することといたします。次に議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、14ページからになります。使用貸借権設定に関するものについて、新規が、66件。地目は、田が66筆35,475㎡。更新が、2件、地目は田が2筆で2,943㎡です。賃貸借権の設定に関するものについて、新規が、8件。地目は、田が8筆で、4,035㎡です。地区は、植野、池尻、保明、山田、肥田瀬の5地区でございます。権利の設定を受ける者は、農事組合法人片桐ファーム外でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第5号について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）ございませんようですので、これより採決します。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

続きまして、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、利用権設定した土地の合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。

議案は、20ページになります。

1番の案件 届出地は、洞戸大野地区の畑1,209㎡。賃借人は、井上好郎です。合意解約成立日は、平成31年2月27日です。

以上、報告させていただきます。

○議長（野村茂君）報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）次回農業委員会総会につきましては、令和元年5月8日水曜日午前10時から、場所は市役所6階の大会議室で行う予定をしております。それでは、閉会の挨拶を職務代理の安田委員お願いいたします。

○職務代理（安田孝義君）これをもちまして総会を終了させていただきます。

午後4時31分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長 関市洞戸市場551番地

⑩

8番 関市倉知1408番地

⑩

9番 関市下有知3386番地

⑩
